

大阪大学知的財産センター(IPrism) 設立について



夢はバラ色

青江秀史*

The Foundation of Intellectual Property Center,
Osaka University(IPrism)

Key Words : Intellectual Property Education System, E-Learning, IP Research

2010年4月1日、総合的知的財産教育事業の推進を図るため、本学に知的財産センターが設立されました。そこで、以下で知的財産センター設立の目的と今後の活動計画についてご紹介させていただきます。

設立の目的：知的財産を戦略的に活用できる人材育成

知財戦略は今や重要な国家戦略・国際戦略と位置づけられ、知的財産を生み出す技術、人、そして、それを活用した産業の育成は、国家的な喫緊の課題だと考えられます。知的財産は知的財産「権」として保護されることにより格段に活用の幅が広がり、戦略的なスキームを構築することが可能となります。それゆえ、知的財産を生み出す段階から知的財産「権」を見据え、生み出された知的財産を如何に権利化し、権利化された知的財産をどのような形で活用していくのか、これらを一連の流れとして見通すことのできる人材の育成が求められています。このような視野をもった人材に必要なのは、知的財産法に関する基礎的な知識・知的財産マインドです。この知的財産マインドを有した者が、大学を卒業し、それぞれの専門分野で研究活動を行えば、これまで以上に戦略的な知的財産活用が行えることになり、より高度な知的財産法に関する知識の習得を目指し、

活動フィールドを広げることにも可能となります。理料系の学生にとっても、特許法を中心とした知的財産の基礎知識を学生のうちに学んでおくことの意義は小さくなく、自分達の発明を他人に説明し、文章化すること、あるいは他人の発明の検索を行うことなど、様々なシチュエーションでその知識を生かすことができます。そこで、当センターでは、以下に紹介するIPrismシステムの開発を行い、理料系学生を含む本学の全学生を対象とするe-ラーニングを用いた知的財産法に関する実践演習を行います。知的財産戦略が重要性を増した現在、一部の分野の一部の学生だけが知的財産法を学ぶのではなく、すべての専門領域の学生が、知的財産に関する基礎的な知識とスキルを身につけることが重要であるといえます。当センターはこのような知的財産マインドを有する人材の育成と高度な知的財産教育の拠点となることを目的として設立されました。

知的財産センターの行う教育活動

本学は、いち早く総合大学としての特質を活かし、積極的に学部・研究科の枠を越えた教育研究を実施してきましたが、当センターでは、知的財産教育の重要性を踏まえ、この点をさらに推し進め、我が国初となる知的財産法に関する全学共通教育をはじめとした以下のプログラムを実施いたします。

・全学共通教育

本学の全学部を対象に、知的財産法の入門科目「知的財産モラル」を開講し、社会において重要性を増している知的財産が、人々の活動にどのような影響を与えるかを概観するとともに、知的財産の保護と利用に関するルールなどの知的財産マインドの養成を目指します。この「知的財産モラル」は学部一回生が受講可能なカリキュラムとなります。



* Hidefumi AOE

1955年8月生
現在、大阪大学知的財産センター
センター長
知的財産経営
TEL : 06-6850-5003
FAX : 06-6850-6593
E-mail : aoe@iprism.osaka-u.ac.jp

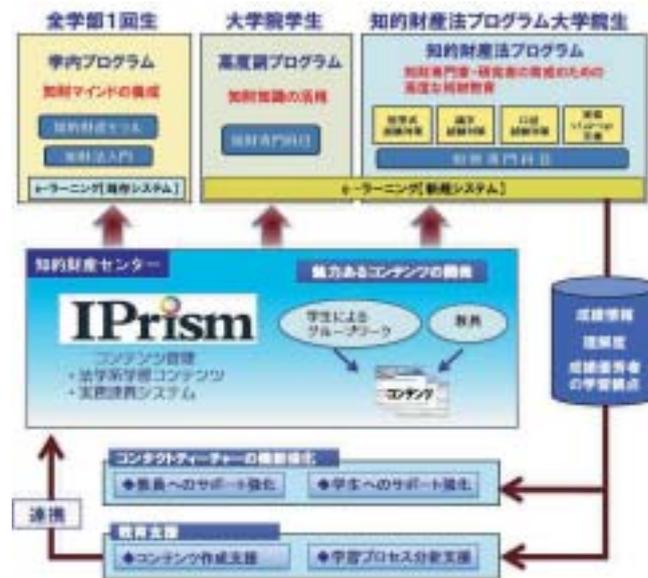


図1：知的財産センター教育支援体制

・高度副プログラム

「高度副プログラム」とは、本学の各研究科院生を対象に、これまでの専攻に加えて、幅広い分野の素養と高度な専門性を獲得する機会を提供するプログラムであり、本学において平成20年度より開始されたものです。当センターにおいても、各自の専門分野において知的財産に関する知識を活用できるようにするために、特許法をはじめとした知的財産法関連科目の講義を提供します。

・知的財産法プログラム

知的財産法に関する高度な知識を有する専門家を育成するプログラムで、将来、弁理士として活躍したいと考える者や産業界、行政で知的財産に関する実務に携わりたいと考えている者を対象としたプログラムです。本学では既に法学研究科内に「知的財産法プログラム」が設置されていますが、規模を拡充し、これまでの知的財産法プログラムを「総合コース」に改めるとともに、これとは別に、主に社会人や他研究科生を対象とした夜間の「特別コース」を設けます。この知的財産法プログラムを所定の単位を取得して課程（標準2年）を修了した者には、弁理士試験の短答式試験一部免除制度が適用されます。

当センターでは、以上のような教育プログラムを提供し、知的財産マインドをもった人材、知的財産法の知識を有する専門家、知的財産法の専門家の育

成を目指します。この教育プログラムを実践するためには、専門領域にとらわれない複眼的な視野を盛り込んだ教育カリキュラムの開発が必要となりますが、本学において全学共通教育を担当する大学教育実践センターや、研究科の枠を超えた学際的な教育の推進を行う本学学際融合教育研究センターにも協力いただき、部局間での積極的な支援・意見交換を行いながら、多様なニーズや改善要求を迅速に反映できるように取り組みたいと考えております。

IPrism システム

当センターが実施する全学共通教育をはじめとしたプログラムを効果的に実践するためには、統一された教材としての学習コンテンツを開発することが重要となってきます。そこで、当センターではe-Learningシステムを含む教育システムとして「IPrismシステム」の開発を行います。このIPrismシステムは、学習システム、実務連携システムを既存の学内情報システムと連携しながら構築するもので、知財マインド養成のための教育コンテンツのほか、高度な知財専門知識を修得するための教育コンテンツなどをe-Learning教材として新たに開発・提供します。ここでは、e-Learning教材であることの長所を生かして、一人一人の学生の習熟度に応じた段階的な教材を用意するとともに、学生認証システムとの連携により、教員が個々の学生の現時点での習熟度を把握することができることから、コ

ンタクトティーチャー等における個別学生サポート体制も大きく強化されることとなります。また、IPrismシステムでは、特許法や著作権法といった法律の専門的知識を教えるだけでなく、技術や企業経営と密接不可分に結びつく知的財産の特性に対応するため、実務連携システムとしてのコンテンツも開発し、明細書の作成をはじめとした弁理士業務や企業知財部の活動を仮想体験できるコンテンツも提供する予定です。

以上のようにIPrismシステムは、知的財産マインドの養成から実務的実践的な学習までも包含するもので、これまでの法学系学習用コンテンツとしては例のない総合的体系的な教育システムとなります。

事業計画

当センターは第一期として、今年度から平成27年度までの6年間の事業となっております。全学共通教育をはじめとした実施事業も、それぞれ段階的に実施していきます。初年度に当たる今年度は、全学共通教育については、第一段階として、知的財産に対する関心が本来的に高い医学部・工学部・基礎工学部の学生を対象として入門的な授業を提供し、次年度から本学全学生を対象とした授業を提供します。高度副プログラムと知的財産法プログラム特別

コースにつきましては、本年度にニーズ調査とカリキュラム開発を行い、次年度から一部実施を始めるとともに、その結果をチェックし必要な修正を行った上で、平成24年度から全面的に実施をいたします。これらのプログラムは全面実施後も不断のチェックを行い、絶えず必要な修正を加えていきます。IPrismシステムの構築につきましては、次年度までに概念設計とデータベース設計を行うとともに、学習コンテンツの開発に着手します。その後、平成24年度までに条文知識確認用学習コンテンツを、平成25年度までに論文用システムを構築し、平成26年度までにIPrismコンテンツも結合した形で、IPrismシステムの本格的な実施・評価を行えるようにし、第二期へのステップアップを目指します。

当センターが行う事業は、このように全学的な規模のものとなります。そのため、この事業を推進していく上で、全学的な支援と協力が不可欠なものであるとともに学外からも多数の方々に尽力いただく必要がございます。今回当センターが無事に開設できましたのも、これらの方々の理解と助言によるものであることに感謝するとともに、今後とも引き続きご協力いただけるようお願いいたします。(知的財産センター URL <http://www.iprism.osaka-u.ac.jp>)



図2：知的財産センター中期計画